

嘉永（一八五三）に諏訪神社上社の旧社殿を移築したもので、元和（一六一七）の建造物という。

桃山様式のすぐれた建築にして、本殿をもたない諏訪神社造りともいふべき独特の造りである。

国宝に指定されていたが、昭和二三年に火災にあった。

同二五年に復元修理され、国の重要文化財となっている。